

災害対策基本法

(昭和36.11.15) 最近改正 令和3.5.19 法36号

1. 災害対策基本法について

この法律は古く昭和36年に公布されたものです。最近のいろいろな大きな災害に対処するため、その都度改正されてきましたが、平成25年には大きく改正されました。

災害の状況により、この法律が適用されます。

2. 指定緊急避難場所と指定避難所の指定（法第49条の4、法第49条の7）

- (1) 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所（指定避難所）として指定しなければなりません。
- (2) 市町村長は、前項の規定により指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所（指定避難所）の管理者（当該市町村を除く。）の同意を得なければなりません。
- (3) 市町村長は、(1)の規定による指定をしたときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならないことになっています。

3. 指定緊急避難場所（指定避難所）に関する届出（法第49条の5、法第49条の7第2項）

指定緊急避難場所（指定避難所）の管理者（当該市町村を除く。）は、当該指定緊急避難場所（指定避難所）を廃止し、又は改築その他の事由により当該指定緊急避難場所（指定避難所）の現状に政令で定める重要な変更を加えようとするときは、内閣府令で定めるところにより市町村長に届け出なければなりません。

4. 指定の取り消し（法第49条の6）

- (1) 市町村長は、当該指定緊急避難場所（指定避難所）が廃止され、又は第49条の4第1項の政令で定める基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すものとされています。
- (2) 市町村長は、指定を取り消したときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければなりません。

5. 指定緊急避難場所と指定避難所との関係（法第49条の8）

指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができることになっています。